

市民団体等による防火・防災訓練に係る届出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市内の市民団体等による防火・防災訓練に係る届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防火・防災訓練の届出)

第2条 防火・防災訓練を実施しようとする市民団体等の責任者等は、防火・防災訓練実施届出書(様式第1号)を実施の14日前までに管轄の消防署長に届け出なければならない。ただし、避難所開設・運営訓練等、消防署による指導等を要しない訓練を実施する場合は、区長へ届け出るものとする。

(訓練結果報告)

第3条 防火・防災訓練を実施した責任者は、訓練結果を防火・防災訓練実施結果報告書(様式第2号)により、管轄の消防署長へ報告するものとする。ただし、避難所開設・運営訓練等、消防署による指導等を要しない訓練については、区長へ報告するものとする。

(事故報告)

第4条 市民団体等の責任者等及び参加者は、防火・防災訓練等の実施により、事故が発生したときは、千葉市防火・防災訓練災害補償制度取扱要綱の定めるところにより市長に遅滞なく報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。